

令和7年4月以降に受付する事業所・施設 に係る更新申請手続きについて

令和7年3月 医療介護基盤課

1 介護サービス事業所・施設の更新について（1）

介護サービス事業所及び施設は、指定又は開設許可（以下「指定等」という。）を受けた後、6年後に当該指定等の有効期限が終了するまでに更新する必要があります。

なお、当該期限までに更新しない場合は、指定等は失効します。

ちなみに、令和8年3月31日に、指定等の期限が到来する事業所及び施設は、県が管轄するもので約300事業所あります。

1 介護サービス事業所・施設の更新について（2）

指定等の更新手続きは、次のとおり実施します。

- 1 県が指定等更新申請書の提出について、更新対象事業所へ依頼する。
- 2 更新対象事業所が指定等更新申請書、添付書類を提出し、手数料を納付する。
- 3 県が提出された申請書等を確認し、審査する。
- 4 審査の結果、基準に適合することが確認できれば、更新を認め、更新対象事業者に対しその旨を通知する。

1 の依頼は指定等有効期限の約 3 か月前に行い、約 1 か月後に更新対象事業所が提出できるようにします。

3 の審査では、当該事業所に対し、書類の修正指示を行い、基準に適合しているかを確認します。

4 の通知は、指定等有効期限の日以前に行います。

2 指定等の更新申請書の提出方法及び手数料の納付について

更新申請書及び添付書類の提出は、原則、広島県の電子申請システムにより実施することとなっております。また、手数料も、同システムにより支払い可能です。

なお、当該電子申請システムで納付する場合は、法人で電子納付が可能な決済手段（クレジットカード等）が必要なので、対応できない事業者におかれましては、今までどおり、現金又は納付書による納付も可能です。

3 指定等の更新申請の提出書類について（1）

令和6年4月から指定等に係る様式が変更されたことに伴い、提出書類のうち、いくつか省略することが可能となっています。

しかし、指定等の更新は、直近の状況について基準に適合しているかを確認するため、次のとおり提出をお願いします。

3 指定等の更新申請の提出書類について（2）

例として、通所介護事業所の指定更新申請をする際に必要な書類は次のとおりです。

（提出書類一覧）※ 通所介護事業所の場合

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 指定（許可）更新申請書
（別紙様式第一号（二）） | 6 平面図 |
| 2 付表（第一号（六）） | 7 設備・備品等一覧表 |
| 3 チェックリスト | 8 運営規程 |
| 4 登記事項証明書又は条例等 | 9 利用者からの苦情を処理するため
に講ずる措置の概要 |
| 5 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
（資格証の写し） | 10 誓約書 |

※ 自主点検表兼現地調査確認表

提出書類一覧のうち、10の誓約書は省略できませんが、4～9については変更届等で届出済みの内容から変更がない場合は原則として省略可能です。

しかし、提出書類4～9のうち、5の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表と資格証の写し及び6の平面図は、変更届等で届出済みの内容から変更がない場合であっても、添付してください。

また、「自主点検表兼現地調査確認表」については、その内容の確認を行った上で、添付してください。

なお、介護保険施設（特養、老健又は介護医療院）及び特定施設入居者生活介護の場合、「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」が省略できませんので、注意してください。

3 指定等の更新申請の提出書類について (3)

更新手続きに係る様式は、広島県ホームページに掲載していますので、参照してください。

- ・ 広島県ホームページ：介護保険各種届出様式集／（予防）事業者指定・更新・変更・廃止等申請書様式

URL→<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/kaigo-r6shiteishinseiyoushiki.html>

4 令和8年3月末日に指定等の有効期限が終了する 介護サービス事業所・施設の更新について

令和7年度は、令和8年3月末日に指定等有効期限が終了する事業所・施設が多くあるため、すべての事業所・施設の更新手続きを完了できるよう、事務手続きを次のとおりとします。

- 1 県が指定等更新申請書の提出について、令和7年6月ごろから更新対象事業所へ依頼する。
- 2 更新対象事業所が指定等更新申請書、提出書類を1の依頼に記載の期限までに提出し、手数料を納付する。
- 3 県が提出された申請書等を確認し、審査する。
- 4 審査の結果、基準に適合することが確認できれば、更新を認め、令和8年3月ごろに、更新対象事業者に対しその旨を通知する。